

反社会的勢力排除条項の導入について

当金庫では、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を未然に防止するために、平成22年4月5日より下記規定に反社会的勢力排除条項を導入することといたしました。

反社会的勢力排除条項は、暴力団等の反社会的勢力からの口座開設申し込み等は謝絶するとともに、預金者等が反社会的勢力であることが判明するなどした場合、預金等取引の停止あるいは契約を解除させていただくことを定めた条項です。

お客さまには、本取り組みの趣旨をご理解いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1.改定日

平成22年4月5日(月)

2.改定概要

(1)改定する預金等

普通預金・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金・当座預金・定期預金・定期積金・定期性総合口座・貸金庫

(2)改定する条項(概要)

- 1.反社会的勢力との取引拒絶条文を追記し、下記2に記載の各号の一にでも該当する場合には、口座開設申込等をお断りするものとします。
- 2.次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金等の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当庫の信用を毀損しまたは当庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

詳細につきましては、口座開設申込時に配付の各預金等規定をご覧ください。

以上

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。